
日 時：令和6年2月19日（月）13時30分～15時

場 所：湯梨浜町役場 第3会議室

出席者：松原副委員長、美船委員、水野委員、川口委員、今田委員、須江委員、南場委員
吉田委員、舟木委員、小泉委員、石川委員、吉川委員

事務局：西田課長、足立課長補佐、山根係長、松尾副主幹、安藤社会福祉士

計17名

1 開 会

2 あいさつ

○副委員長 先回も慎重審議いただきましたが、また住民説明会等でいろいろ御質問も出ていますとも聞いておりますので、そのあたりをもう一度協議したうえで、この後の計画の進行にあたってうまくいくように、皆さんでもう一度御意見をいただけたらという思いがありますので、忌憚のない意見を聞かせていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日は3時ごろまでを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

3 報告事項

(1) 住民説明会の資料について（資料-1）

(2) パブリックコメント及び住民説明会の意見等について（資料-2）

○副委員長 では早速ですが、報告事項に入らせていただきたいと思います。報告事項で（1）住民説明会の資料についてと（2）パブリックコメント及び住民説明会の意見等については関係がございますので一括して事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局【資料-1、資料-2に基づき説明】

パブリックコメントは応募なし。

住民説明会での意見、質問について説明。

○副委員長 今の説明に御意見とか御質問はございませんか。よろしいですか。

4番の協議事項に入りたいと思います。

4 協議事項

(1) 第9期計画（案）について（資料-3）

○副委員長 （1）第9期計画（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【資料-3に基づき説明】

○副委員長 事務局より説明を受けましたが、御意見等ございませんか。

○委員 意見ではないですが、誤字、字の間違いがあります。14ページですが、（2）地域ケア会議等の推進2行目の保険・医療・福祉等の保険の「けん」の字は健康の健ではないかと思うのですが。保健・医療・福祉。同じく22ページの保険・医療・介護の連携もですね。保健の健で

す。

それと43ページですが、一番上に複合型サービスがありますけど、これは看多機のことではないのかなと、看多機は左側に追加してあるので、看護小規模多機能型居宅介護。だから、この項目はいらないのかなと思いました。

それと、介護療養型医療施設、これ令和6年度末で廃止となっていますが、令和6年3月末の廃止ではなかったかと思います。今年の3月末。6年度の末だと令和7年の3月末ということになりますので。来月で廃止になると思います。

それと、45ページの介護予防訪問介護相当サービスの右側の説明のところ、介護の介の字が抜けている。以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○副委員長 そのほかございませんでしょうか。

○委員 先ほどお話しいただきましたデジタルデバイトについての質問になるのですが、こういった高齢者の方がスマートフォン等なかなかアクセスが難しいとアンケート結果でお伝えしておられたんですが、教室をやる以外にスマートフォンを使わなくてもフレイル予防にアクセスできるような、何か準備とかはされているのでしょうか。スマートフォンがなくてもフレイル予防の機会を失わずに済むような仕組みというか。

○事務局 もともと65歳以上全員の方にフレイル度チェックリストを紙媒体で実施をしております、より便利に皆さんに利用していただくために今度デジタル化を進めていこうというところなので、スマホで難しい方は今までどおり紙媒体で実施してもらったらと思っています。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○副委員長 よろしいでしょうか。そのほかございませんか。

○委員 質問ですけど、23ページの(2)フレイル予防大作戦の中にとっとり方式認知症予防プログラムなどを取り入れるとありますが、これは例えばいきいきサロンとかで、中身は、筋力トレーニングとかとはまた違うんですかね。

○事務局 とっとり方式認知症予防プログラムというものは、2時間の事業プログラムとして作られたものもありますし、サロン用として最近長瀬中部も実施してくださっていますが、60分というようなプログラムもありまして、いろいろなプログラムを活用しながら脳活でも実施していますし、今後はサロンとかでも実施を広めていこうと考えています。

○委員 参考までにとっとり方式認知症プログラムというのは、5、6年前に鳥取県と鳥取大学が作ったものです。実際、伯耆町で実証実験をして効果があると結果が出たんですけど、2時間48週毎週するというプログラムで、大変な回数と時間ということで、県の老人クラブ連合会としても4、5年前に委託を受けて実施したんですけど、なかなか取り組みが難しいということで、いろいろなところに出向いて1時間のプログラムで検証してみようということで、去年から動き出しました。長瀬中部でもこの前やりましたが、良い取り組みだからやっっていこうというプログラムです。

○委員 分かりました。

○副委員長 そのほかございませんか。

○委員 デジタルデバイト対策ですけども、高齢者の方、使われる方でもスマホかタブレットだと思うんですけども、スマホは老眼で見づらいというような方は多くないですか。自治体によってはタブレットを貸与したり、リースしたりというところはあるんですが、見づらい人に対する対策的なことは。

○事務局 今考えているのが、LINE を活用してその中にフレイルチェックリストができるよというということで、基本的にはスマホです。スマホで自分でチェックしていただいて、確かに小さくて見づらいかもしれませんが、少しでも予防効果を上げていこうというので、まずスマホから。今後、委員のおっしゃったような御意見等が出てきましたら、その都度出来る限りの範囲内で対応を町として考えていかないといけないと思っていますので、今の時点ではとりあえずスマホから始めるということです。

○副委員長 そのほかありませんか

○委員 言葉なんですけど、フレイルという言葉は福祉の業界では一般的にはなっていますが、他の方に呼びかける場合にフレイルがわかるお年寄りがありますか。デジタルデバイトなんてお年寄りが分かりますか。だから、このような会議の場で通用する言葉としてはいいですが、いつかありましたよね、ロコモ、ロコモ運動って整形外科の先生が編み出したんですが、けど普通の人はロコモってわからないですよ、そういう用語自体が、略語としてよく使われて公然として通っていますが、特に横文字の場合に一般のお年寄りの方にそれを話して通じるのか。私たち福祉関係、医療関係者が頭においている概念が、一般のお年寄りに通じるかどうか、そのあたりのことも頭において宣伝する時には必要なんじゃないかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。フレイルという言葉に対しては、今まで毎年1回基本チェックリストという呼び方で65歳以上の方全員に配布しておりました。このたび基本チェックリストって何かわからないということで、フレイル度チェックリストという名前に変更して65歳以上の方にお配りしているところです。その中にフレイルの意味ということも一応書き添えて皆さんにお出ししています。それから、包括からサロン活動に出かけて行ってその都度フレイルはこういったことですよということは定着していくようにしております。

それからデジタルデバイトに関しては、この計画では用語の解説はつけています。それから高齢者向けに出かけて行ったときもその辺の説明もしっかりさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○副委員長 よろしくをお願いします。そのほかよろしいでしょうか。

○委員 フレイルに関連してですが、フレイル予防教室でいろいろな総合的な対策をするということは書いておられますが、別でこちらが見つけた資料の中で特定検診、国保に入っておられる方で、湯梨浜町は咀嚼で噛みにくいと感じられている方が年齢調整比で比率が高いというデータがあるようですが、そういった口腔面、オーラルフレイルの対応、評価されるとかはありますか。

○事務局 24ページから25ページです。今、健康は健康推進課、高齢者は長寿福祉課ということで、国保連の事業と一体化してハイリスクアプローチ、それとポピュレーションアプローチということで一体化事業を行っております。その中で対応を考えているところです。

○委員 データヘルス計画とかと連携しながらということですね。

○事務局 そういうことです。

○副委員長 よろしいでしょうか

○委員 今、いろんな話や質問を聞いた中で高齢者として思うことは、カタカナが多いということも分かりにくいですが、町がどういう取り組みをするのか、これでは分かりにくいと思います。認知症予防のためにその一手手前のフレイル対策をするということと、口腔ケアも大事だ。いろんなことが大事なんだけど、町としては全部するのか、何を重点的にするのかとかを分かりやすくまとめていただくと高齢者としては理解がしやすいと思います。どうやってまとめるかという難しいですけど、年寄りに分かりやすく示すことができるとありがたいと思います。難しいですか。

○事務局 この計画に書いていることは基本的にやっていくということでございます。ただ、フレイル予防教室の実施、言葉としてはたった2行で納めていますが、この中の細かい事業の詳細とかは別にチラシ等作ってお知らせする形になります。この計画の中で一つひとつ細かいことを書くとかなり膨大なページ数になりますので、その辺ご理解いただいて、とりあえず事業名はフレイル予防教室でその中にはいろいろな事業が別にありますということを理解していただければと思います。物忘れ相談プログラムもタッチパネルとか使って実施しますが、ここにはそこまで記載しないで現場に行ったらタッチパネルで予防をするということも含まれています。

○副委員長 一枚物の概要、これを見ていただくと具体的にしていることが書いてありますので、これでご理解いただくのも一つの方法なのかなと思います。これを見ただけではわからないのでできれば口頭できちんと伝えていくこともやってほしいと思います。配ったからいい、見てもらっているはずではなくて、その辺を丁寧にしていけばもう少し認知度が上がっていくのではないかと思います。

○事務局 周知方法につきましては、担当のほうで、一つの中でもいろいろな行事、テーマを決めてやっていきます。その辺の周知方法についてはちゃんとしていきたいと思っています。

○委員 9期の計画を作るにあたって前期とどう違うのかということと、何を目標に町として取り組むのかということの分かりやすくまとめていただけたらいいと思います。これを全部読んでもわからないですよ、一般の人は、特に高齢者は。ダイジェスト版と言いますか、年寄りでも分かりやすいパンフレットのような一枚物でわかるようなことを示していただくと非常にありがたいと思います。

○事務局 A3版の概要版があります。これを、町報の4月号か5月号に折り込んで全戸配布する予定にしています。

○委員 文字だけではわからないので、マンガじゃないけどこういうことをするんだよというの

があるといいなと思います。高齢者クラブとしては認知症予防のためにフレイル対策でゆりりんサロンをしたり、茶話会で集まって昔話をするとか、そういったことも大事なことでよということを行っているのですが、そういうことを取り組んでほしいとか、イメージをマンガかなんかで分かりやすくしてもらいたいと思います。

一番最後のグラフを見ると、湯梨浜町この一年間に認定率が非常に上がっている、県下でも一番多い0.5%あがっている。認知症の割合が増えているわけですね、これで見ると。なんでこんなに増えたかというのも出したほうがいいと思います。

○事務局 認知症の率はだいたい20%代で、ここ近年は認知症が第一疾患で介護認定を受けられる方がだいたい20%程度でございます。認知症が理由で介護を受けられる方が一番多いです。今言われた認定者数につきましては31ページで湯梨浜町の要介護認定者数の推計(3)で掲載させていただいています。ただ、他の町村と比較しては載せる予定はないです。湯梨浜町の介護保険計画ですので、そこまでは考えておりません。よろしいでしょうか。

○委員 高齢者でも分かりやすく示すことができるといいという意見として提案させてください。

○事務局 分かりました。それで、高齢者クラブとかサロンに呼ばれていったときに、こういった資料も添付しながら、いま湯梨浜町はこういう状況ですよということをお知らせするようにして、みんなで力を合わせて頑張っていきましょうという流れに変えていきたいと思います。

○委員 でも、あれもこれも、あれもこれもじゃ大変なので、何か重点的にこういうことをしてほしいとか、分かりやすく示せばありがたいと思います。難しいのも分かります。

○事務局 新しい取り組みとしてサロン等から、湯梨浜町に包括の保健師、健康推進課の栄養士おりますが、その他のリハビリの専門職がおりませんので令和6年4月以降、町内のリハビリの専門の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など呼びして、そちらのほうで講演していったり、助言していったりそういった取り組みもする予定にしております。区なりサロンから要望があれば、こういった理学療法士さんと呼んでももらえないでしょうかということがあれば町が中に立って、各事業所において派遣するという事業を行う予定にしておりますので、その辺で予防につなげていく仕組みを整えているところでございます。

○委員 ゆりりんメイトの研修とか、また新たな次の人材の研修等やっておられて、ですけどなかなか育たないということがあって、いかに地域で活動してもらおうかということに対してもうちちょっと頑張っていたきたい。私も微力ながら応援したいと思います。

○事務局 ありがとうございます。ゆりりんメイトさんが令和元年までの5年間に100名の方がゆりりんメイトになられたんですが、活動の場がないとお聞きしております。それと年齢層も上がっているということで、ゆりりんメイトの皆さんからもっと若い人にも来てもらいたいと声がありましたので、令和5年度に新たなゆりりんメイトを養成しました。今年度15名の方です。今後はそれで終わりではないですので、来年以降も2か月に一回でも専門のレクのできる方をお呼びして、今までゆりりんメイトで関わっていただいている方全員対象で、出てこれる方は来てくださいということで、一人でもレクを習っていただいて地域に戻って活躍していただくという

ような取り組みを令和6年度から予定していますので、その辺で介護予防にもっと広くつなげていきたいと考えております。

○委員 私もサロンを続けて7年目になるのですが、やはり思うのは世話する人が一人ではとても続かないということと、地区の区長も協力してもらいたいと、区長が頑張らないとできないと思う。年に2回ある区長会で区長と地区が一緒になってサロンをやっていくんだということがないと続かないと思います。その辺も含めて検討していただきたいと思います。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○副委員長 そのほかよろしいでしょうか。そのほかの文言の修正がある場合は事務局に一任ということによろしいでしょうか。

○委員 はい。

(2) 第9期介護保険料(案)について(資料-4)

○副委員長 第9期介護保険料(案)について事務局から説明をお願いします。

○事務局

【資料-4に基づき説明】保険料の修正案について

	基準額	保険料段階	最高段階の所得区分	最高段階の率	最高段階の保険料	8期との差
案1	80,900円	13	720万円以上	2.4	194,100円	60,200円
案2	80,900円	14	820万円以上	2.5	202,200円	68,300円
案3	80,900円	15	1000万円以上	2.6	210,300円	76,400円

○副委員長 ただいま事務局より説明を受けましたが、御意見等伺いたいと思います。今回はできれば皆様の御意見をいただきたいので、申し訳ないですがお一人ずつ順番に一言いただきたいと思います。行政の方はなかなか言えないと思いますので、そのあたりは外させていただいてもいいかなと思っておりますので、そのほかの皆さんは一言ずつ御意見をいただければ。

○委員 ちょっとその前に聞いてもいいですか。案が何個かありますが何のためにこんなに段階を分けないといけないのか説明していただけませんか。

○事務局 この保険料段階が決まったのが低所得者層の負担を軽減するというで国が示しました。今まであった9段階をさらに5分割して13段階まで広げております。高所得者層で保険料が増えた分を所得の低い方のほうにまわすということで決めております。それで、湯梨浜町と東京都内とを比べたときに、例えば東京は高収入の方が多いと思われませんが、そういうところは収入がかなり増えると思われれます。湯梨浜町のようなこういった地方の町でしたら高所得者層はそんなに多分おられません。今試算しているところだと13段階と15段階が何も変わらないというのは、収入の面で見たときに14段階、15段階つくっても収入で約60万円程度増える程度でございます。一人当たりの保険料にしましても14、15をつくっても一月当たり数円しか変わりません。なので8万9000円というのが所得者層の高い方を増やしての基準額では8万

9000円のまま変わらない。それでしたら15段階まで設けるか、13段階のままでいいじゃないか、例えば14段階があってもいいじゃないかということですね。若干収入は増えるんですけど特にこれによって介護保険が立ち行かなくなるということ、13段階にしたから介護保険制度が行き詰まってしまうということはございません。特にメリット、デメリットというのはこの2段階を加えたり減らしたりすることで特には何も変わらないと思います。

○委員 変わらないのになぜ増やすんですか。

○事務局 元が、委員さんの中から多段階にしたほうが良いという意見がございましたので、最初に15段階を事務局のほうで設定させていただいたということでございます。

○委員 事前に質問ですけども、最初に15段階、1,000万まで上げた考え方は何か、まず最初に。

○事務局 国が13段階で720万以上。事務局としては1千万を区切りにしたということでございます。1,000万以上は2,000万でも3,000万でも同じ扱いにしたということで、一番上を1,000万に設定させていただいたということで、その間を取るために14段階をもう1段階設定したということでございます。

○委員 1,000万を決めた理由は何か。

○事務局 近隣の町でもいろいろな設定方法をやっていますが、中部管内で今の第8期の段階で北栄町が1,000万、そこで湯梨浜が1,200万とかじゃなくて一番高いところに合わせさせていただいて、最初の保険料を決めるときに皆さんに提出させていただいたということです。なぜ1,000万かということまでの根拠は突き詰めてはおりません。近隣の状況を見たところで設定させていただいております。

○委員 やっぱり町民に納得してもらうためには、ある程度理由がないといけないと思うので、例えばこの3年間で湯梨浜町の所得が増えたということならまだいいと思う。国も基準をあげているわけだから、それ以上にあげるとなると何か理由がないと、周辺、北栄町に倣ったということでしたが、もうちょっと何か湯梨浜町全体の所得が3年前よりは増えているということがあれば理由としては成り立つと思うんですけど、その辺はどうでしょう。

○事務局 その辺は一人ひとり調査できませんので、その辺の所得まで考えて作ったものではないです。

○委員 そうすると、ただ単に周辺の町村を参考にしてあげたというだけですね。

○事務局 そういうことになります。

○委員 それと、前は国の基準よりは上げてますよね。前は、国の基準は9段階の320万が上限だったけど湯梨浜町は10段階の500万に決めた。今回は国の基準が13段階の720万だけちょっと上げたいということだけど、湯梨浜町は北栄町の考え方で15段階の1,000万にしたということですか。

○事務局 第1回目に提示させていただいたものはそうです。住民説明会の中で意見を頂戴したので今回もう一度協議していただきたいということでございます。

○副委員長 納得されましたか。

○委員 1,000万がいいのか720万がいいのか決めるのもうちちょっと何か根拠というかこういうことだということがあれば決めやすいと思うんですけど。今の説明だけでは決めるのは難しいと思います。

○事務局 試算上は最初の介護保険料をお示した時に要因ということで特別養護老人ホームができてこれからどんどんそこに入られる方が増えていく、それと前回お示したようにグループホームの定員数が増えるだろうということで積算はしております。その積算した段階で、これから要介護者数が増えていってもこの3年間はとりあえず13段階でもなんとかなるだろうと考えております。ただそれ以上に6年後、9年後を考えたときにどうやって設定していくかということで一応お示したのが15段階。そういったことも含まれます。とりあえず3年間は13段階でもなんとか介護保険は運営できていくということでございます。ただ、住民の方も言っていましたけど湯梨浜町が中部管内で一番高くなります確実に、今の状況ですと。上げ幅も湯梨浜町が一番高いところで13万3,900円が21万円になります。他の北栄とかは見ていただいたら、もともとが12段階設定していますので、今回8期から9期で国が13段階を作ってもあまり上がらないということです。北栄の場合は8期との差が2万7,600円、琴浦町に関しては1万6,680円の差、三朝町は5万6,280円、湯梨浜町が8万4,500円。元の設定の仕方変わってきます。

○委員 それは前期の時に北栄も琴浦も上げとったからそういう結果になったということですね。湯梨浜町も前回上げとれば同じような格好になつとということ

○事務局 ここまでの上げ幅がこんなに高くなるということはない。

○委員 これから高齢者も増え、認知症、フレイルも増えるということで、たぶん介護保険料も増えてくるだろうということでいきますと、15段階にするのも一つの理由だと思うんですけど、ある程度将来を見越して15段階の1,000万にしたいということだわね。

○事務局 したいではなくて、事務局で一つの案です。

○副委員長 それに従って前回は15段階ということで結論が出たと思うんですけども、住民説明会の中で、そこまで上げる必要があるかという問いが来たので、再度また皆さんの御意見をいただきたいということです。

○委員 該当者は試算で何人いて、湯梨浜で上がるのが60万でしたか、その辺の話をしてください。

○事務局 今65歳以上の方が5,200名くらい、14段階15段階になる方は全体の0.6%です。1%もおられません。30名程度です。

○委員 だけど、どんどん増える可能性があるなら。

○事務局 その14、15段階の方を13段階にしたらだいたい60万程度収入が減になるということです。

例えば一人当たりの額が1円2円です。8万900円というのは1円2円変わっても8万90

0円は動かないということでございます。

○副委員長 それを踏まえて御意見をいただいてよろしいでしょうか。

○委員 そうであるなら14、15段階を作る必要はないと思うと言われた方は、最終的には作らないほうが良いと言われたんですか。

○事務局 そういうことです。

○委員 難しいところですよ、1名ですものね。

○副委員長 でも、意見としてあがってきていますので、申し訳ございませんけれどもよろしくお願ひします。順番でといったら申し訳ないですけどもお願ひできたらと思います。

○委員 改めて事務局のほうから詳しく説明いただき、他の方の御意見もお聞きした上で私自身も改めて、先回の委員会時にはそこまで考えていなかったという自分自身の反省も踏まえて、私個人の結論を言いますと13段階でいいと思います。というのが、この資料に示しているように基準額は13、14、15段階でも、8万9000円で変わらないということがあります。それから上げ幅がどんと高くなるということもあって、いずれはどっちみち徐々にでも上げていかざるを得なくなりますけども、この9期においては13段階でいいのではないかと考えています。

○委員 私は第3案の15段階の1,000万円以上に提案したい。

○委員 私は13段階でいいと思います。

○委員 私は第3案です。

○委員 この前も言ったかもしれないですが、今回に関して13と15どっちにしようかと負担額が変わらないということですけど。湯梨浜町にお金持ちが増えれば楽になるということでしょうね、15段階が増えれば。今回だけに限らず今後どんどん介護保険料は上がっていかざるを得ないんじゃないかと思っております。そうなったときに他の市町との比較がありましたが、段階数が今回特に上がったように見えますけど、次の改定の時には15段階のほうは上げ幅が少しは減るのではないかと思います、上げるにしても。今回は大きいけども将来的に考えたときに段階が多いほうが数年先ぐらゐの変動幅が改定の時に少なくなる可能性があるんじゃないかと思ひます。収入の多い方がたくさん住んでいただくことを期待して、今後の変動幅も小さくするという意味でも3案の15段階でいいと思います。

○委員 第8期の10段階というのが少し低かったのかなという気持ちもあって、今回は第3案の15段階。最高段階の率が2.6になっているので2.7よりはよかったと思ひているので、私は第3案でいいと思います。

○委員 いろいろお聞かせいただいた中では、13段階でいいのではないかと思ひました。低所得の方に再配分の意味合いがあるとおっしゃったんですが、あまり効果が期待できない。1円とか2円そんなレベルであるということと、あと基金が7,000万ぐらゐの話があったと思うんですが、そういったものへの影響も軽微なものであるということなので、今回は国に合わせて13段階でいいのではないかと思ひました。

○委員 なかなか答えにくいです。個人的な意見とすれば15段階のほうかなと思ひます。

○委員 私は案3で15段階がいいと思います。

○委員 私も前回お話し伺って、案3でいいと思います。

○副委員長 はい、分かりました。私は、中を取って第2案でもいいのかなと思っているところです。先をみて、一気に上げるのも確かにそうなんだけど、中間あたりを私は思っております。皆さんの御意見を伺いましたところ、第3案、皆さんそこまで上げてもいいのではないかという、最高の段階率がちょっと下がっておりますので金額的にも変わってきますので、そのあたりでよろしいでしょうか。

○委員 意見があったことに対してはどういうふうに。

○事務局 今回が計画委員会は最後になります。来月は介護保険料も条例改正等、議会に提案させていただきたいと思っていますので、ここで出た意見を最終案として町長に報告をいたします。それで条例改正の手続きに入るということでございます。

○委員 意見に対して返事をしなくていいですか。14、15はいらないんじゃないかという意見があったわけで、そこでの返事はこの委員会にかけるということで、今この委員会では15に決まりましたという根拠は示さなくてもいいんですか。将来的にみて15段階が妥当という返事みたいなのはしないんですか。

○事務局 設定した根拠については議会ではお知らせするようにはします。住民に向けては保険料を決めるにあたって広報を出します、今回保険料がこの額になりましたというものをお示しする時に、どういった書き方になるかわからないですが、一言何か付け加えると思います。例えば15に決まりましたら、なぜ15になりましたというお知らせになるかと思います。

○委員 15に決まったのも最終この委員会で決めたということになりますよね。だけどその理由も言わないといけない。

○委員 この委員会として、(住民説明会で)そういうご指摘をいただいた方に対して説明をしたほうがいいじゃないかという話しですよ。

○事務局 住民説明会では来た人に名前を書いてもらっておりません。誰がそういった発言をしたかはわかりません。コロナ禍の時には感染等何かあったときに連絡するために名前も記載していただいたんですが、このたびはそういう方法をとっていませんので。

○委員 別にその人に言うとかそういうことではなくって、自分の意見はこの会で何の説明もなく終わっちゃったと思われることはないのかな。

○事務局 議事録は毎回公表するようにしています。その方がホームページで見られるかどうかはわかりませんが

○委員 では、ちゃんと協議してもらったということが分かりますね。

○委員 ここではそういう意見を皆さん方から聞いて3案が多かったけども、1案、2案の方はそれぞれのこういう理由で1案、2案を支持される方がおられた、3案を支持する方もおられたと。最終的には意見の多かったほうで決められるわけですよ。

○事務局 まだ決定したと思っていませんので、案がいろいろ出てきたのでどうするかというの

をこれから話し合われることだと思っております。

○委員 個人の意見を聞いたら1案が何人、2案が何人、3案が何人という結果でした。こういう結果が出たので、さあこれでどうしますかということですね。だから3案にしたということではないわけですね。

○事務局 そうです。

○副委員長 第1案は3名、第2案が1名、第3案が7名ということで意見をいただきました。その中でこの会としては、意見の多い第3案にしてくださいと言われればそれでこの意見はまとまったということで返せますが、それでよろしいでしょうか。第1案を押していच्छる方が納得していただかないと言にくいところがあるんですけど。いかがでしょう。特に1案の御意見をいただいた方は納得していただけたのか。

○委員 13でも14でも15段階でもいいと思うんですけども、お金を持っている人からとればいいとかあまり…。それでこれから先もどんどん増えていく、なんとなく払うほうも嫌なんじゃないかと思う。もちろん福祉のほうも充実していかないといけないし、あるお金で最高のサービスを出来るように考えられるわけですけど、お金はみんなから集められるのでなるべく少なくがいいかと思います。しばらくはまだまだ上がっていくわけですよ。払っていく人の気持ちも考えるとこういうのが町報に入ると「どんどん上がっていくよな、所得税も上がっていくし、みんなとっていきよな」とか思いますよね、きっと。私は何でもかんでも15段階にしてお金持ちからとればいいとかあまり好きじゃないので、国が13段階という指針を示しているならそれに準拠するのが妥当かなと思います。財源がないわけではないと言われたので、私はそう思います。けど、別に15でもいいです。

○副委員長 今13段階でいいという意見が出ました。今の御意見や一巡した御意見を聞かれて、ほかの方はいかがでしょう。

○委員 私も13段階と表現しましたが、いずれ上がってきますが、いきなりどかんと上げ幅が大きいと住民にとっても抵抗の気持ちはあるのではないかと思う。基準額も変わらないので、とりあえず13段階で抑えておいて、第9期はこれで設定しておくほうがいいのではないかと思います。

○委員 私は逆に、20年間給与が上がってないのでこれからどんどん上がりますから、物価も含めて給与も上がるはずなので、これから所得も増えると思いますので15段階にするべきだと思います。理由として前の3年よりこの3年間で所得が増えたのかその辺が数字として出てくれば説明しやすいですけどね。

○委員 今の話は所得の高い人の所得が増えたかという話ですね。

○委員 基本的なことを確認させていただきたいのですが、第8期から第9期で基準額が上がってきていますが、計画が第7、8、9と上がってくるごとにどんどん上がってきているのは間違いないですか。

○事務局 第8期は7万4,400円ですが、月にすると6,200円。その前が月額6,000

0円です。今回が6,740円。540円上がるということです。9年前くらいは1,000円くらい上げた時もありました。その時の状況、建物ができるとか、要介護認定者数がどんどん増えている時は今の保険料では賄えなくなるので、その辺も加味しながら保険料を設定しております。今回、国が13段階所得層を分けたんですけど、湯梨浜町で財源に余裕があれば13段階で基準額が前回と同じ6,200円でもやっていこうと思えばやっていけたかもわからないですが、今の状況では湯梨浜町やっていけないので基金を崩して、住民一人当たりの上げ幅を抑える。そうでなければ、一人当たり月額7,000円超えますので、基準額で8万4,000円ぐらいです。それを7,000万崩して8万900円に設定したということでございます。

○委員 そうされる流れとしては、基準額は上がってくるだろう、上がったとしたら14段階15段階だけじゃなくそれ以外の方も同じように上がっていく。

○事務局 次の2ページ目を見ていただいて第5段階の80万を超える方が基準額になります。8万900円。その右側に比較がございまして、これが8期と比べたときにどれだけ上がったか、下がったかということで、第5段階の基準額の方で年額6,500円上がるということでございます。最高額の方が8万4,500円上がる、第1段階の方が600円上がるということでございます。

○委員 やはりお聞きしても13段階でいいんじゃないかと思えます。14段階15段階の方が町としてはかなり少なく、町のその後の制度と可能性を考えたときに影響がかなり少ないということと、町全体として今後基準額が上がっていく状況になったときにもっと所得が幅広い方から、保険料も上がっていくわけなのでそのほうが影響が大きいと思うので、今ここで早急に14段階15段階の方から負担を上げるというのは説明が難しいのではないかと、町全体の制度を持続させるという観点からいくと説明がつかないと思うので、ただ、もちろん多数決で最終決められるということでしたら従います。

○副委員長 そのほかどうでしょう。

○委員 前回1,000万円、15段階で決めておいて、意見を聞いて落とすのはいかなものか。最初に決めたのがいい加減だったかということになる。もう一つは、国のほうも所得制限を上げて段階も増やした。だから湯梨浜町も段階を増やして所得制限も見直すというのは妥当だと思う。国も所得を上げているのだから上げるべきだというふうにも理屈としてはなるわけで、前回そう決めといてそれを落とすとは何をしとったということになります。いい加減な議論をしていたということになります。だから当然15段階でいくべきだと思います。

○副委員長 今回もう一回検討したのは、例えお一人の方であろうと疑問を持たれた方があるということで、もう一回考えてほしいということだったと思います。

○委員 前回の時に6%いるっていわれました。ここの皆さん知っていますよ。それでも一人の意見で覆すのか。

○委員 それについては、前回案を決めた以降に、パブリックコメントや住民説明会をやりまますよ、そのための案として決めたという経緯だと思いますので、パブリックコメントでは今回なか

ったけども、住民説明会で1.6倍になることが大きいんじゃないかという話が出てきたということで、それに対してもう一回委員会にお返ししてということだと思いますので、必ずしもその場で最終決定したわけではなく、パブリックコメントや住民説明会前提の案をそこで決めていただいた。そういうことだと思います。

○副委員長 何かを示さないと説明ができないので、今の案の中でどうでしょうということだったと私は思っています。以前には資料4の他町村のことを引き合いに出すのはどうかと思います。が近隣はどうなっているか事務局が資料を揃えていただいて、違う判断材料ができた上での判断なので、先回出した結論を覆すのかというのは私は違うのかなと思っています。今回はこの会で決めるしかないということなので、資料とか皆さんの意見を出して結論を出さないと先に進めない。先ほどの多数決でいかせてもらうのがいいのか疑問に思っているところで、皆さんにもう一回振っているところです。

○委員 ここでどの案か決めてくださいということですね。ここで決定したことはもう変わらないんですね。議会にかかっても変わらないんですね。

○事務局 議会が変わる可能性もあります。

○委員 だから、ここの意見はこうでしたと一つの意見にまとめないといけないですかね。

いろんな人の意見を聞いて、1案が何名、2案が何名、3案が何名それぞれ支持される方の意見の理由を添えて報告ではいけないですか。

○事務局 基本的にこの委員会が諮問機関で、それを町長に答申として返すという形になりますので、ここの中で意見がまとまりませんでしたということを町に返すというのが、決められなかったと。

○委員 それなら一番多かった意見が、多数決でいいんじゃないですか。

○事務局 それを私から多数決でいいですかとは言えないので、例えば委員長が多かった意見によって町に報告していいですかとか、少数意見もありましたのでとか、どうするかというのを委員長に。

○副委員長 それぞれが納得した上で送りたいということがありまして、ここの意見はある程度一つにまとめていかないといけないというのがあるので。

○委員 全体としては3案として決まりましたけど、1案2案の方の意見としてはこういったことがありましたと付帯意見としてつけて出したらどうですか。

○事務局 それは可能です。

○委員 数的に言えば、多数決だけではないけど、総体としてみれば3案で委員会としては委員長さんが認められたが付帯意見として他の案を支持される意見としてはこういうことがありましたと答申したらどうですか。補足みたいな形で、3案の方が多かったけどそれ以外のこういった意見がありましたので補足意見としてつけて答申いたしますでいいじゃないですか。

○副委員長 ありがとうございます。いい御意見をいただきました。第3案の御意見が一番多かったんで、そちらにさせていただいて、あとは第1案でも一気に上げる必要があるかという意見

もあった。それから所得の多い方に負担を強いるのはいかがなものかという御意見もあったということと、これからの上げ幅を考えて2案をとという意見もありましたということで付帯意見として付けてあげていただくということで、第3案が一番多かったので、第3案だけれども、こういう付帯意見がありましたと、ここの委員会の総意として上げさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○副委員長 皆さんの御意見たくさん上げていただきましてありがとうございます。なかなかまとめきれない議長で申し訳ないですが、御意見をいただきましたので、そのような付帯意見をつけてここの会の答申として上げさせていただきたいと思います。

(3) その他

○副委員長 その他ですが、事務局から何かございませんか。

○事務局 ありません。

○副委員長 委員の皆さんから何かございませんか。

5 その他

○副委員長 その他ございませんか

○事務局 最終的に冊子を作りますので、出来上がりましたら委員さんのほうにはお配りさせていただきます。

○副委員長 それでは、予定しておりました議事がすべて終了いたしました。皆様貴重な意見をありがとうございます。なかなかまとめきれない議長で申し訳ございませんでしたけど、とりあえずこの委員会を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

6 閉 会